

令和 5 年 10 月 1 日

適合証明サービス手数料改定について（お知らせ）

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

当財団の適合証明サービスにつきましては、令和 2 年 10 月 1 日のサービス開始以来、全国の産廃処理業者様から多くのご利用をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本サービスは、廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定に係る「事業の透明性」に関する基準への適合性を確認し、適合する場合に適合証明書を発行するものですが、当初設定した手数料（適合確認手数料 3 万円／年、適合証明書発行手数料 3 千円／通）では、正確・迅速なサービスの実施に必要な作業に係る経費をまかなえない状況にあります。

当財団では、業務の効率化を図るためにシステムの改善等を含め、様々な工夫により経費の削減に努めてまいりましたが、業務の効率化も限界に近く、引き続き適切なサービスをご提供するため、大変心苦しいのですが、本年 10 月 1 日から、下表のとおり手数料を改定させていただきました。

今後も、皆様とのコミュニケーションを図り、排出事業者や閲覧者とのより良いパートナーシップ構築のお役に立てますよう、サービス向上に一層努めてまいります。利用者の皆様には、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

手数料	改定前 (令和 5 年 9 月 30 日まで)	改定後 (令和 5 年 10 月 1 日から)
適合確認手数料	1 社につき年 3 万円	1 社につき年 5 万円
適合証明書発行手数料	1 通につき 3 千円	1 通につき 5 千円

(金額はいずれも税込み)

<参考> 適合証明サービスについては、下記 URL をご参照ください。

https://www.sanpainet.or.jp/kanri/download.php?file=service04.15.28.pdf&org=2_3_sabisu.pdf